

北京大野木FM・天津大野木マイツニュースレター

2012年7月号

2012年7月31日 担当:鈴木明男

北京における営業税から増値税への移行について

上海では2012年1月から営業税の増値税への移行が試験的に実施されていますが、北京においても、7月上旬に国家税務局主催の説明会が実施され、近く試験的運用が開始される見込みのようですので、改めて増値税へ移行した場合の概要をご紹介します。

尚、詳細な実施時期は明らかにされていませんが、北京では8月又は9月ごろの見込みのようです。ちなみに天津は、まだ説明会なども実施されておられません。

1. 増値税の概要のご紹介

以前もお伝えしておりますが、営業税から増値税へ移行した場合の概要をご紹介します。

増値税移行に伴う各種サービスに係る税率

		対 象	税率	仕入税額控除
一般納税人		有形動産のリースサービス	17%	仕入税額控除 可能
		交通運輸業、建築業	11%	
		その他現代的サービス業	6%	
	サービス輸出	✓ 国際運輸サービス ✓ 海外企業に対する研究開発サービス ✓ 海外企業に低給する設計サービス	0%	
	サービス輸出	✓ 海外で開催する会議、展覧会 ✓ 海外に設置される倉庫の管理 ✓ 海外で使用される有形動産のリース ✓ 技術譲渡、技術コンサルサービス、エネルギー管理サービス、ソフトウェアサービス、除法システムサービス、業務プロセス管理、知的財産権サービス、物流補助 ✓ 認証サービス、鑑定サービス、コンサルサービス ✓ 海外で行う広告	免税	仕入税額控除 不可
小規模納税人	全てのサービス		3%	仕入税額控除不可 従来に比べて税負担は軽減

2. サービス輸出

サービス輸出は従来の営業税が課税されていましたが、免税又は0%課税となります。

0%課税の場合には、対象サービスであることについて事前に認定を受けた場合には、仕入増値税を控除することができます。

免税に該当するサービスの場合には、本来、証明書などは必要とされないものと思われそうですが、移行直後は、税務当局が取り扱いを理解しないままの執行が予想され、混乱が生ずる可能性があります。

3. サービスの輸入

サービスの輸入を行った場合には、中国国内企業が、国外企業へ対価を支払う際に、増値税を源泉徴収して納税する必要が生じます。本来、国外企業の負担すべき税額ですが、中国国内企業が仕入れ税額控除することが可能とされています。

4. 非試験対象企業からのサービスの購入

従来の営業税課税対象企業が、非試験対象企業からサービスを受けた場合には、従来どおり、営業額 5%を納税する必要があります。

5. 価格の改定

営業税は、通常、販売対価は税込価格と考えられ、販売価格からは、別途、購入企業が税金を負担することはありません。しかし、増値税へ移行した場合には、役務価格に対して外税で増値税が課税されることとなります。このため、従来のサービスに対する対価が、100 であった場合、100 には、営業税 5 が含まれていますが、増値税へ移行した場合には、役務対価 100 に対して別途増値税が課税されることとなります。一般的なサービス業の場合 106 が対価となります。

課税サービスを受取る企業は、従来、100 で当該サービスを購入していましたが、増値税への移行に伴い、当該サービスの支払額は 106 となります。支払金額は増えてはいますが、増加分の 6 は仕入に係る増値税であり、当該購入企業の売上増値税額から控除することで、増値税の納税額が減少するため、結果として当該購入企業が負担の負担は生じません。

6. 説明会の概要について以下の通りご紹介いたします。

(1) 概要

- ① 一般納税人などの概念、対象サービス、税率などの概要の説明
- ② 経営範囲、サービス営業額等を記載した「営改増企業調査表」の提出
- ③ 新「増値税申告表」の説明
- ④ 一般納税人の認定

(2) 一般納税人の認定

営業税の課税対象事業者で、増値税の一般納税人の認定を受けていない場合には、一般納税人の認定を受けなければ、仕入れ増値税について税額控除を受けることができません。

一般納税人の認定を受けるための基準は、年間の増値税売上が基準額（500 万元）以上となっています。

500 万元未満の場合は、「小規模納税人」に該当します。

小規模納税人に該当した場合の、増値税率 3%となり、今までの営業税 5%に比べ下がりますが、仕入れ税額控除はできません。従前に比較すると一般的には税負担は軽減するものと考えられます。

- ① 増値税一般納税人申請表
- ② 発票の限度額に関する申請表
- ③ 発票専用印の届出
- ④ 増値税発票購入者の身分証のコピー などを提出し、一般納税人の申請を行う必要があります。

7. まとめ

北京も天津も営業税から増値税へ移行する方針を打ち出していますが、中央政府と地方政府との間の税収配分の問題もあり、当局の動きが鈍いというのが現状です。

しかしながら、一度移行へ動き始めると、様々な手続きを短期間で要求される可能性があるため、先行する上海の事例なども参考にしながら準備をしておくことが肝要です。

また、自社が増値税の一般納税人に該当するのか、該当しない場合に取引上どのような影響が生じるかをよく分析し、営業税から増値税への移行に伴う税負担の増減を予め試算しておいた方が良いでしょう。

(以上)